



2015年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 損保顧客

資産相談業務

実施日◆2015年9月13日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

個人事業主のAさん（48歳）は、妻Bさん（47歳）とともに、飲食店を営んでいる。Aさんの店は、オフィス街に近接しており、昼は会社員で賑わっているが、夜の客数は一時より減少している。Aさんは、店の経営に漠然とした不安を感じるとともに、長男Cさんの就職を機に、老後の生活資金の準備について考えるようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。なお、Aさんの家族構成等に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成等 >

- Aさん（48歳） : 個人事業主。20歳から国民年金に加入しており、保険料の免除期間や未納期間はない。
- 妻Bさん（47歳） : 18歳から23歳まで厚生年金保険に加入。23歳でAさんと結婚した後は、国民年金に加入し、保険料を納付している。Aさんと同様、保険料の免除期間や未納期間はない。
- 長男Cさん（23歳） : 就職し、すでに独立している。Aさん夫妻とは別居。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが国民年金の付加保険料を納付した場合に受給できる公的年金の額について説明した。Mさんが、下記の条件に基づき、Aさんの老齢基礎年金の額および付加年金の額の合計額（見込額）を試算した下記の計算式の空欄～に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、空欄に入る最も適切な数値は、下記の空欄の数値群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

条件

- ・ Aさんは、60歳に達するまで国民年金の保険料を納付する。
- ・ Aさんは、60歳に達するまでに国民年金の付加保険料を120月納付する。
- ・ Aさんは、65歳から老齢基礎年金の受給を開始するものとする。
- ・ 年金額は、平成27年度価額に基づいて計算するものとする。
- ・ 問題の性質上、明らかにできない部分は「□」「△」で示してある。

老齢基礎年金の額（a）

$$\left(\quad \right) \text{円} \times \frac{\left(\quad \right) \text{月}}{\left(\quad \right) \text{月}} = \left(\quad \right) \text{円}$$

付加年金の額（b）

$$\quad \text{円} \times 120 \text{月} = \quad \text{円}$$

合計額（a + b）

$$\left(\quad \right) \text{円} + \quad \text{円} = \left(\quad \right) \text{円}$$

空欄の数値群			
772,800	778,500	780,100	786,500

《問2》 次に、Mさんは、Aさんに対して、国民年金基金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乘せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金への加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある終身年金A型、保証期間のない終身年金B型の2種類のなかから選択します。2口目以降は、終身年金のA型、B型および確定年金の 型、 型、 型、 型の7種類から組み合わせることができます。国民年金基金の老齢年金は、終身年金（A型、B型）の場合、（ ）歳から支給が開始されます。

掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢、男女の別で決まり、掛金の拠出限度額は月額（ ）円となります。なお、（ ）に加入している場合は、その掛金と合わせて月額（ ）円が上限となります。また、国民年金基金に加入した場合は国民年金の付加保険料を納付することはできません」

語句群

イ . 60 口 . 65 八 . 70 ニ . 51,000 ホ . 68,000 ヘ . 70,000
ト . 確定拠出年金の個人型年金 チ . 中小企業退職金共済制度
リ . 小規模企業共済制度

《問3》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として各種制度について説明した。Mさんが説明した次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが確定拠出年金の個人型年金に現時点から60歳に達するまで掛金を拠出した場合は、通算加入者等期間が10年以上となるため、Aさんは60歳から老齢給付金を受け取ることができます」

「小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員（小規模企業者）が、廃業や退職をした場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、5,000円から30,000円までの16種類のなかから任意に選択することができます」

「老後の年金収入を増やすために、生命保険会社の個人年金保険に加入する方法がありますが、Aさんの年齢の場合、月払いや年払い等の平準払いの個人年金保険に加入することはできませんので、一時払個人年金保険をご検討ください」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（36歳）は、妻Bさん（35歳）、長男Cさん（4歳）および二男Dさん（2歳）の4人家族である。Aさんは、平成27年11月に戸建て新築住宅を購入する予定である。

Aさんの新居は首都圏近郊の市街地にあり、災害の心配はあまりないと思っているが、自然災害のニュースを見聞きすることも多くなり、損害保険について、しっかりと準備したいと考えている。そこで、ファイナンシャル・プランナーのMさんに、火災保険および地震保険の商品内容等について相談することにした。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 まず、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが住宅購入の際に加入を検討している火災保険の商品内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「火災保険において、居住用建物を保険の目的として加入する場合、住宅敷地内にある車庫、門、塀などは補償の対象となりません」

「豪雨による洪水、高潮等によって床上浸水が発生し、建物や家財が損害を受けた場合は水災として補償の対象となります。都市部であっても、下水があふれたり、土砂崩れが局地的に発生するなど、水災による損害に備えることも検討してください」

「居住用建物を保険の目的として加入する火災保険の保険料は、建物の構造、建物の建築年数等により異なりますが、建物の所在する都道府県による違いはありません」

《問5》次に、Mさんは、Aさんに対して、地震保険の商品内容等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群 のイ~ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「地震保険は、居住用建物および家財(生活用動産)を対象とし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償する保険です。地震保険は、単独では加入することができず、火災保険等とセットで加入しなければなりません。地震保険の保険金額は、火災保険等の保険金額の()%の範囲内での設定となり、限度額は建物で()万円、家財で1,000万円となっています」

)「地震保険の保険料は、建物の構造および所在地(都道府県別)に応じて決まります。また、『建築年割引』『耐震等級割引』『免震建築物割引』『耐震診断割引』の4種類の割引制度が設けられており、割引率は『耐震等級割引(耐震等級3)』および『()』の50%が最高となっています。なお、それぞれの割引制度の重複適用はできません」

)「地震保険は、損害の程度により、契約金額の一定割合が支払われます。仮に、建物が全損に該当した場合は保険金額の100%、半損に該当した場合は保険金額の50%が支払われます。また、一部損に該当した場合は保険金額の()%が支払われます」

語句群

イ . 10 ~ 70	ロ . 30 ~ 50	ハ . 50 ~ 70	ニ . 5	ホ . 10	ヘ . 15
ト . 2,500	チ . 3,000	リ . 5,000	又 . 建築年割引		
ル . 免震建築物割引	ヲ . 耐震診断割引				

《問6》最後に、Mさんは、Aさんに対して、火災保険および地震保険に係る課税関係について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「仮に、Aさんの自宅が火災により損害を受けた場合、所定の金額を上限とし、雑損控除の適用を受けることができます。雑損控除の金額が大きく、その年分の総所得金額等から控除しきれない場合は、確定申告を要件として翌年以後3年間繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます」

「Aさんの自宅が火災により損害を受けた場合にAさんが受け取る火災保険金は、一時所得に係る収入金額として総合課税の対象となります」

「複数年分の地震保険料を一括で支払った場合、その全額が支払った年の地震保険料控除の対象となるため、翌年以降の地震保険料控除の対象とすることはできません」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

食品加工業を営むX株式会社（以下、X社という）の創業社長であるAさんは、後継者である長男Bさん（39歳）への事業承継にめどがたったこともあり、今限りで勇退しようと考えている。社長退任後、AさんはX社の役員等にはとどまらず、完全に勇退しようと考えている。

次期社長に就任するBさんは、従業員の労災事故に備えるため、Y損害保険会社の労働災害総合保険への加入を検討している。

< X社が加入を検討している労働災害総合保険に関する資料 >

- (1) 契約者（＝保険料負担者）・被保険者　：　X社
- (2) 平均被用者数　　　　　　　　　：　35名
- (3) 賃金総額（年間）　　　　　　　：　1億2,000万円
- (4) 保険金額および保険料（一部抜粋）
 - 死亡補償保険金　……………　2,000万円
 - 後遺障害補償保険金　……………　2,000万円～100万円（1級～14級）
 - 休業補償保険金（1日当たり）…　2,000円
 - 使用者賠償　……………　1名につき2,000万円・1災害につき1億円
 - 年間保険料　……………　24万円
- (5) 保険開始日　　　　　　　　　：　平成28年1月1日（保険期間1年）
- (6) X社の決算期間　　　　　　　：　1月1日～12月31日

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）30年6カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。答は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 X社が加入を検討している《設例》の労働災害総合保険に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、保険料支払日は平成28年1月1日とする。

労働災害総合保険は、契約時に平均被用者数や賃金総額の見込額に基づき算出された()保険料を支払い、保険期間終了後に実際の数値に基づき算出された()保険料と()保険料の差額を精算する契約方式が一般的である。

仮に、X社が《設例》の労働災害総合保険に加入し、契約時に()保険料24万円を支払い、保険期間終了時の()保険料が21万円であった場合の経理処理は、以下のようになる。

< 保険期間終了時に保険料を精算した場合の経理処理 (仕訳) >

借 方		貸 方	
現金・預金	()万円	()	()万円

語句群

イ．3 口．21 八．24 ニ．前払保険料 ホ．暫定 へ．最終
ト．確定 チ．仮 リ．雑収入 又．猶予 ル．雑損失

《問9》 X社に対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「労働災害総合保険は、労働者災害補償保険（政府労災保険）の上乗せ補償を目的とした『法定外補償保険』と、従業員の仕事の遂行が原因となり、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する『使用者賠償責任保険』の2つの補償から構成されています」

「労働災害総合保険は、『法定外補償保険』と『使用者賠償責任保険』の両方に加入することも、いずれか一方のみに加入することも可能です」

「労働災害総合保険における労働災害の認定や後遺障害の等級は、労働者災害補償保険（政府労災保険）の認定に従うこととなります」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさんは、妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんおよび二女Eさんの5人家族である。

なお、Aさんの家族に関する資料および平成27年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんとその家族に関する資料 >

- Aさん（54歳）： 個人事業主（青色申告者）
妻Bさん（49歳）： 専業主婦。平成27年中の収入はない。
長男Cさん（24歳）： 大学院生。平成27年中にアルバイトにより給与収入100万円を得ている。
長女Dさん（19歳）： 大学生。平成27年中の収入はない。
二女Eさん（16歳）： 高校生。平成27年中の収入はない。

< Aさんの平成27年分の収入等に関する資料 >

- (1) 不動産所得の金額： 1,050万円（青色申告特別控除後）
(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
契約年月： 平成24年6月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 900万円
一時払保険料： 500万円
(3) 一時払終身保険の解約返戻金
契約年月： 平成15年7月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 1,100万円
一時払保険料： 1,000万円

妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんおよび二女Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産所得に係る青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

建物の貸付が事業的規模に該当する場合、不動産所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限（原則2月16日から（ ）までの期間）内に提出することにより、不動産所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（ ）万円を控除することができる。なお、不動産所得を生ずべき業務が事業的規模でない場合、青色申告特別控除の限度額は最高 万円である。

不動産所得の金額の計算において、建物の貸付が事業的規模に該当するか否かについては、社会通念上、事業と称するに至る程度の規模かどうかにより実質的に判断するが、形式基準によれば、独立した家屋の貸付についてはおおむね（ ）棟以上、アパート等については貸与することができる独立した室数がおおむね 以上であれば、特に反証のない限り、事業的規模として取り扱われる。

語句群

イ . 3	ロ . 5	ハ . 10	ニ . 20	ホ . 30	ヘ . 38	ト . 55
チ . 65	リ . 3月1日	ヌ . 3月15日	ル . 3月31日			

《問11》 Aさんの平成27年分の所得税の課税に関する次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険（10年確定年金）および一時払終身保険の解約返戻金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象となります」

「長男Cさんの平成27年分の合計所得金額は38万円を超えますので、Aさんは、長男Cさんについて扶養控除の適用を受けることができません」

「長女Dさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長女Dさんについて63万円の扶養控除の適用を受けることができます」

《問12》 Aさんの平成27年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

	不動産所得の金額	10,500,000円
	一時所得の金額	円
(a)	総所得金額	()円
	社会保険料控除	円
	生命保険料控除	円
	配偶者控除	380,000円
	扶養控除	()円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	3,000,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	()円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	195	5%	-
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	~	45%	479万6,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん(72歳)の推定相続人は、妻Bさん(70歳)、長女Cさん(46歳)および二女Dさん(41歳)の3人である。

Aさんは、妻Bさんおよび長女Cさんと同居しており、将来は長女Cさんに面倒を見てもらいたいと考えている。Aさんは、相続について、妻Bさんには現預金および自宅を、不動産賃貸業を手伝ってくれている長女Cさんには賃貸ビルを、二女Dさんには上場株式を相続させたいと考えている。しかし、長女Cさんに偏った相続が行われると、長女Cさんと二女Dさんとの間で争いが起こるのではないかと心配している。

二女Dさんは、Aさんに対して、教育資金の援助を期待しているようである。このため、Aさんは、二女Dさんの子2人に対して「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の利用を考えている。

また、Aさんは、現在、生命保険に加入していないため、相続対策として一時払終身保険への加入を検討している。

< Aさんの推定相続人 >

妻Bさん : Aさんと自宅で同居している。

長女Cさん : Aさん夫妻と同居しており、Aさんの不動産賃貸業を手伝っている。

二女Dさん : 専業主婦。上場企業に勤務する会社員の夫と子2人(12歳と10歳)の4人暮らし。

< Aさんが保有する財産(相続税評価額) >

現預金 : 9,000万円

上場株式 : 5,000万円

自宅(敷地360㎡) : 3,000万円

自宅(建物) : 1,000万円

賃貸ビル(敷地400㎡) : 1億2,000万円

賃貸ビル(建物) : 9,000万円

敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

< Aさんが加入を検討している一時払終身保険の内容 >

契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 長女Cさん

死亡保険金額 : 2,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点において、Aさんに相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」は賃貸ビルの敷地に適用して計算するものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

	現預金	9,000万円
	上場株式	5,000万円
	自宅（敷地および建物）	4,000万円
	賃貸ビル（敷地および建物）	1億8,000万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	3億6,000万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(<input type="text"/>)万円
	課税遺産総額 (a - b)	<input type="text"/> 万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	<input type="text"/> 万円
	長女Cさん	<input type="text"/> 万円
	二女Dさん	(<input type="text"/>)万円
(c)	相続税の総額	(<input type="text"/>)万円

< 資料 > 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	~ 1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 20,000	40%	1,700万円
20,000	~ 30,000	45%	2,700万円
30,000	~ 60,000	50%	4,200万円
60,000	~	55%	7,200万円

《問14》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、下記の数値群 のイ~ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)『遺留分』

「仮に、Aさんの相続に係る遺留分算定の基礎となる財産の価額を4億円とした場合、二女Dさんの遺留分の金額は、()万円になります。Aさんについて、相続が開始し、長女Cさんが賃貸ビルなど、相続財産の大部分を取得すれば、二女Dさんの遺留分は侵害される可能性があります。遺留分が侵害された場合、遺留分権利者である二女Dさんは、Aさんの相続の開始および滅殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から()年以内に遺留分滅殺請求権を行使することにより、遺留分を保全することができます」

)『一時払終身保険』

「Aさんが加入を検討している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。当該生命保険の加入後にAさんが死亡した場合、長女Cさんが受け取る死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は()万円となります」

)『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』

「Aさんの相続が開始し、妻Bさんが『特定居住用宅地等』に該当する自宅の敷地を相続等により取得した場合、当該敷地は()m²までの部分について80%の減額が受けられます。他方、長女Cさんが『貸付事業用宅地等』に該当する賃貸ビルの敷地を相続等により取得した場合、当該敷地は200m²までの部分について50%の減額が受けられます。仮に、賃貸ビルの敷地について当該特例の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入される価額は9,000万円となります」

数値群

イ . 1	ロ . 2	ハ . 3	ニ . 240	ホ . 330	ヘ . 400	ト . 500
チ . 1,000	リ . 1,500	ヌ . 5,000	ル . 8,000	ヲ . 10,000		

《問15》「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「本特例における非課税限度額は、受贈者ごとに1,500万円です。ただし、学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭で一定のものについては500万円が限度となります」

「本特例の適用を受けるためには、受贈者は贈与税の申告書にその適用を受ける旨を記載し、一定の書類を添付して、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までにその申告書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります」

「本特例の適用後、受贈者であるAさんのお孫さんが25歳に達すると教育資金管理契約は終了します。非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額は、贈与税の課税価格に算入されるため、申告義務が発生した場合は、贈与税の申告をする必要が生じます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）